

スマートフォンを使うあなたに!

ネットトラブルに気をつけて

オンラインゲームでの「課金」 ついつい繰り返して高額請求に!

オンラインゲームの多くは、最初のうちは無料で満足できても、効率よくレベルアップするには有料アイテムが欲しくなります。「安いから」と課金を繰り返すうちに、数十万円もの高額請求になることも!



- スマートフォンでの課金操作は簡単で、お金を使った感覚が薄くなりがち。課金ルールについて**事前に保護者と話し合っ**ておきましょう!
- 未成年者が嘘の生年月日を登録して購入すると、契約取消ができないことも!
- 家族や他人のクレジットカード情報を**勝手に登録するのは絶対禁止!**

有料アイテムほしいな…。
安いから、課金
しちゃおう!
こっちもいいな～。
もう1回、課金!



「お試し価格500円」の商品
を1回だけと購入したら、
申し込んでないのに、2回目が
届いた…。
しかも、今回は
1万円の請求!?
なんで?



健康食品・化粧品 「お試し」のつもりが「定期購入」に!

通販サイトやSNS広告にある低価格の健康食品や化粧品。でも、画面をスクロールしてみると、「最低4ヶ月以上の購入」「2回目からは通常価格」との記載が…。
「初回」お試し」などの表現の場合、「定期購入」の可能性も!



- 通信販売を利用する際は、画面をスクロールしてすみずみまで読み、支払総額や購入回数など**契約条件をよく確認**しましょう!
- 通信販売はクーリング・オフができません。定期購入かどうか、中途解約や返品ができるのか**注文前に十分確認**しましょう。

身に覚えのない代金を請求するSMS[※] あせて連絡するとさらなる被害に!

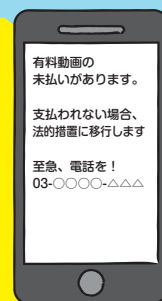
SMSで、身に覚えのない請求が…。
「本日に連絡がないと法的措置に移行します」等、不安をあおる表現にあせりがちですが、これは**架空請求**の手口!
相手に連絡すると、さらに金銭を要求されるおそれも!

※SMS: ショートメッセージサービスの略



- SMSが届いても相手に身元が知られているわけではありません。個人情報を聞き出されたり、執拗な請求や脅迫を受けることがあるので、**絶対に連絡しないように!**
- 実在する事業者名が書かれていても覚えがなければ無視!
不安なときは、**消費生活相談窓口**に相談しましょう!

有料動画?
そんなの見つけ?
でも、「法的措置に
移行」って、
なんだか怖い。
電話した方がいいかな…。



困った時は、1人で悩まず相談を!!
お近くの消費生活センターにつながります

消費者ホットライン
(局番なし) い や や
☎ 188



消費者トラブルに巻き込まれないために 最新の消費者トラブル情報をチェック!

● 兵庫県「《コンテンツ》消費者トラブル防止動画で学ぶ!!」

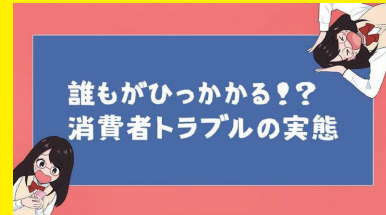
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf13/syohisya_keihatsudouga.html



ラッパー教師“あきらめん”が
若者が遭いやすいトラブルをラップで伝えます!



吉本芸人“女と男”が日常にひそむ
トラブルをコントで演じます!



消費者トラブルの実態を
マンガ動画などで紹介します!

● 兵庫県安全安心な消費生活推進本部(Twitter)

最新の消費者トラブル情報など役立つ情報をタイムリーに発信!

ツイッター 兵庫 消費

検索



チェックシートで確認しましょう!

今日からあなたも“考える消費者”に

- 1 インターネットは、公共の場であり、多くの人が見ていることを認識している。
- 2 インターネットに個人を特定される情報を書き込まない。
- 3 インターネットを使うときのルールを決めるなど、使いすぎないように気をつけている。
- 4 携帯のSMS(ショートメッセージサービス)などくる、身に覚えのない料金請求には、絶対に連絡しないようにしている。
- 5 契約は、事前に情報を収集・確認し、よく考えて行っている。
- 6 断りたいときは、はっきり「いりません」と言える。
- 7 少しでも不安に思ったら、身近な人や消費生活センターなどに相談するようにしている。

※の数が多いほど、消費者問題に関心を持っている「考える消費者」です。

兵庫県企画県民部県民生活局消費生活課

03企P2-112A4

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 TEL. 078-341-7711(内線2783)